

8 教 職 課 程

工学部で取得できる教育職員免許状（以下、免許状）は、中学校教諭一種免許状と高等学校教諭一種免許状です。希望する免許状を取得するためには、工学部の卒業要件を満たす以外に、教職課程を履修し、その必要単位を修得しなければなりません。工学部では、学科ごとに免許状取得にあたっての教科・科目を事前に文部科学省に申請して、認可されており、これを課程認定といいます。文部科学省の課程認定では、各学科で取得可能な免許状の教科が限定されるという拘束性を有しています。そのため、所属する学科により、取得できる免許状が限定されていますので、下表により必ず確認してください。

教職課程の履修許可の有無にかかわらず履修でき、教職科目として読替できる科目は、1年次から設置されていますが、将来、教員として活躍するには、今から幅広い教養を身につけておく必要があります。したがって、1年次から設置されている教養科目も偏りなく履修しておくことが望まれます。この履修者には、教員としての適格性、単位を十分に修得できる能力、将来、教育職に就こうとする強い意志が要求されますので、目的意識を持って、教職課程を履修するように心がけてください。

教職課程の履修が許可されると、専門教育科目と併せて教職課程授業科目も履修しなければならないので、1年次のうちから綿密な履修計画を立てておくことが必要です。

教職課程の履修・手続等については、希望者に対して1年次の4月と7月に教職課程履修希望者ガイダンスを実施し、教職課程履修等について説明があります。

① 取得できる免許状

学部卒業者のうち教職課程で所定の単位を修得した者は、次の教科の免許状を取得できます。

該 当 す る 学 科	中学校教諭一種免許状			高等学校教諭一種免許状			
	数学	理科	技術	数学	理科	工業	情報
土 木 工 学 科			○			○	
建 築 学 科			○			○	
機 械 工 学 科			○			○	
電 気 電 子 工 学 科			○			○	○
生 命 応 用 化 学 科		○			○		
情 報 工 学 科	○			○			○

② 教職課程の履修について

- (1) 将来、教育職に就く強い意志のある者を履修対象者とする。
- (2) 教職課程授業科目は、1年次後学期から履修を許可する。
- (3) 教職課程の履修許可の有無にかかわらず履修でき、教職科目として読替できる科目の必修科目は、必ず修得すること。教職課程においては、「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」に関する科目に該当する授業科目を必修科目とします。詳細については、7月の教職課程履修希望者ガイダンスで確認してください。
- (4) 教職課程を履修する者は、次の条件を満たしていること。
 - ア 1年次後学期で履修する者は、次の条件を満たしていること。

- a 1 年次前学期の修得単位数が、16 単位以上であること。
- イ 2 年次生で履修する者は、次の条件を満たしていること。
 - a 1 年次の修得単位数が修得可能な単位数 75%（小数点以下切捨て）以上であること。ただし、2 年次前学期を終了した時点で 60 単位以上を修得した場合は、後学期から履修することができる。
- ウ 3 年次で履修する者は、次の条件をそれぞれ満たしていること。
 - a 2 年次までの修得単位数が 80 単位以上（教職課程科目は除く）であること。ただし、3 年次前学期を終了した時点で 90 単位以上（教職課程科目は除く）を修得した場合は、後学期から修得することができる。
 - b 自然科学科目については、卒業要件を満たしていること。
- エ 4 年次で履修する者は、次の条件をそれぞれ満たしていること。
 - a 3 年次までの修得単位数が 1 0 0 単位以上（教職課程科目は除く）であること。
 - b 4 年次の学年始めに卒業研究履修条件を満たしていること。
- (5) 年度途中での履修の変更や追加については、教務課に相談すること。
- (6) 教職課程授業科目を履修し、不合格になった授業科目については、再履修すること。
- (7) 理科の各実験は、履修人数に制限があるので、履修者を選考する場合がある。
- (8) 教職課程の履修に当たっては、科目により履修料が必要となるものがある。
- (9) 教職課程を履修する者は、各都道府県等教育委員会等で実施している教育職員採用試験を必ず受験すること。
- (10) 教職課程の履修が不適当と判断された場合は、履修途中でも不許可になる場合がある。
- (11) やむを得ない事情により、教職課程の履修が困難になった場合は、教務課に申し出ること。申し出が無い場合は、教職課程を履修しているものとする。

③ 介護等体験について

教育職員免許法の改正により、小学校・中学校の教育職員免許状を初めて取得するにあたって、平成 10 年 4 月 1 日より介護等の体験（以下 介護等体験という）という新たな条件が課せられました。期間は原則として、特別支援学校で連続する 2 日間以上及び社会福祉施設で連続する 5 日間以上の計 7 日間以上の介護等体験が必要とされます。なお、3～4 年次の間の長期休業期間中（春季休業・夏季休業・冬季休業等）に行ってください。

④ 教育実習について

教育実習とは、原則として 4 年次に中学校または高等学校において、中学校の免許状取得希望者は 3～4 週間、高等学校の免許状のみ取得希望者は 2 週間、教職課程で学んできた知識の実践化を検証するものであり、また教育実習生として学校教育の全体を総合的に認識し体験できる機会です。教育実習は教職課程の総仕上げともいえるべきものでもあるため、教職課程授業科目を全て修得していることが望ましいといえます。